

## 愛知県被災者支援センター運営業務委託仕様書

## 1 業務の名称

本業務の名称は、「愛知県被災者支援センター運営業務」とする。

## 2 委託業務の方針

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い県内で避難生活を余儀なくされている被災者(以下「受入被災者」という。)は、発災後 15 年を経過した今日においても 292 世帯 743 人(県受入被災者登録制度のうち被災三県(岩手県、宮城県及び福島県)からの受入被災者 令和 7 年 1 月 31 日現在)となっており、避難生活の長期化に伴い、住宅や生活、福祉など受入被災者が抱える課題は多岐にわたる。この状況を踏まえ、以下の方針に留意して、避難元や受入先市町村と連携を図り、業務を実施すること。

- (1) 受入被災者の生活再建の状況は様々であるため、受入被災者の状況やニーズに応じた支援を行う。
- (2) 受入被災者が抱える課題は特に福祉分野が中心となっていることから、要支援者については、市町村の通常の住民サービスや地域が主体となる支援につなげる。
- (3) これまでの受入被災者への支援経過を十分に踏まえ、信頼関係を構築したうえで支援を行う。
- (4) 福島県以外からの避難者について、令和 8 年度中に市町村担当者へ支援業務に関する引継ぎを行い、要支援者の居住市町村における支援体制の構築を進める。

## 3 委託業務の内容

復興庁「被災者支援総合交付金」実施要綱に基づき、次に掲げる業務を行うこととする。

## (1) 愛知県被災者支援センターの開設業務

## ア 場所

業務を実施するのに必要な個別の執務室を確保すること。なお、以下の条件を全て満たすこと。

- ・ 受入被災者の個人情報扱うことから、施錠可能であること。
- ・ 受入被災者のプライバシーに配慮した対面相談が可能なスペースを確保すること。
- ・ 受入被災者や支援者が来訪するにあたり利便性のある立地であること。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症の対策として、換気可能かつ職員同士及び職員と受入被災者等の来訪者との距離が十分にとれる広さであること。

## イ 開設日

月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律に基づく祝日及び休日、並びに 12 月 29 日、1 2 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日を除く。)

## ウ 開設時間

午前 10 時から午後 5 時まで

## (2) 受入被災者の避難生活の安定に資する相談対応や情報提供等の実施

## ア 相談対応

- (ア) 愛知県被災者支援センターに相談対応専門の職員を週 2 日 1 人以上配置し、受入被災者からの相談に対応する。
- (イ) 受入被災者からの相談や支援者との調整のため必要な愛知県被災者支援センター専用の電話、FAX 回線及びメールアドレスを確保する。なお、新型インフルエンザ等感染症の感染拡大により対面相談が困難な状況である場合は、メールや電話等の手段を積極的に活用し、受入被災者からの相談対応に支障ないように配慮すること。
- (ウ) 受入被災者からの相談内容に応じて、市町村、市町村社会福祉協議会、地域の支援組織、専門家等の相談先を紹介し、具体的な支援につなげる。
- (エ) (ウ) にあたり必要な調整を各種支援先と行う。

## イ 定期便の送付(福島県からの避難者のみ)

被災県や支援団体等からの支援情報と併せて、受入被災者の生活再建につながる支援策や避難元の情報等を掲載した情報誌を年4回以上発行し、受け取りを希望する受入被災者に郵送する。

ウ ホームページの開設

ホームページの開設により、受入被災者、市町村、支援者等が必要とする情報を提供する。

エ 専門家による交流相談会の開催（福島県からの避難者のみ）

受入被災者が自らの課題や悩みを気軽に相談できる機会を提供するため、弁護士や司法書士、医師や看護師、臨床心理士、保健師等の専門家と連携した、愛知県被災者支援センター主催の交流相談会を年1回以上開催する。なお、新型インフルエンザ等感染症の感染拡大状況に配慮した開催方法や開催時期とすること。

オ 専門家による会議の開催

専門家や支援者からなる支援チームにより、月2回程度の会議を開催したうえで、受入被災者が抱える諸問題の課題解決や課題提起、提案を行う。

(3) 受入被災者の自立と生活再建に向けた個別支援の実施

ア 受入先市町村等との情報共有等

受入被災者が地域で必要に応じて支援を受けられるように、市町村関係課及び市町村社会福祉協議会、地域の支援組織等と受入被災者や各種支援に関する情報を共有し、今後の支援の必要性や支援体制等について確認する。

イ 要支援者への個別支援の実施

(ア) 新型インフルエンザ等感染症の感染拡大により孤立リスクが一層高まることが懸念される世帯（地域とのつながりが稀薄な世帯や独居の高齢者等）や、避難生活の長期化に伴って家計への経済的な圧迫やストレスの蓄積が特に懸念される母子避難世帯などの要支援者に対して支援計画を作成するとともに、市町村や市町村社会福祉協議会、地域の支援組織、専門家等と協議の上、地域で必要に応じて支援を受けられるように状況変化に応じて計画を見直す。

(イ) (ア) の支援計画に基づき、必要に応じて市町村や市町村社会福祉協議会、地域の支援組織、専門家等と連携して個別訪問等を実施する。

(ウ) 関係者で個別支援の方針を協議し具体的な支援につなげる。また、要支援者と支援者、支援者同士の繋がりを構築する。

(エ) 現在具体的な支援の必要のない受入被災者であっても、今後支援が必要となった場合の相談先が確保されるよう、市町村や市町村社会福祉協議会、地域の支援組織、専門家等と連携して見守り体制を構築し、必要に応じて支援するほか、受入被災者に各種相談先を周知する。また、支援体制の構築が必要ではないものの、課題を抱える被災者についても、状況把握及び必要に応じた支援を実施する。

(4) 受入被災者の支援業務に関する市町村引継ぎの実施

受入被災者が居住する市町村の担当者に、要支援者の情報共有、支援ノウハウ等の伝達を行う。

(5) その他上記業務に関連する業務

ア 受入被災者の孤立防止や地域でのつながりを深めるために地域住民、企業、地域の支援団体等が実施する受入被災者向けの交流イベントの開催等の支援に係る依頼に対応する。ただし、受入被災者の自立の観点から、食料品その他の単なる物資配付やイベント、観光施設等の無料招待券の配付依頼は除く。また、新型インフルエンザ等感染症の感染拡大状況により対面での交流が困難となる状況においては、web等も活用し、受入被災者相互や受入被災者と支援者とのつながりの機会を提供する取組みを行う。

イ 福島県が愛知県に設置する生活再建支援拠点に関する事業を実施する。

ウ 必要に応じて支援に必要な知識、技術の習得及び関係機関との情報交換に努める。

エ 県が開催する市町村担当者会議に出席し、事業説明等を行う。

オ 愛知県受入被災者支援要領に記載される事業に協力する。

カ 県の指示に基づき復興庁及び被災県等が実施する調査に協力すること。

4 運営会議

業務方針の協議や業務実施状況の確認のため、原則毎月第2木曜日に運営会議を開催する。ただし、協議内容が軽微な事項に限られる場合は、当該協議内容にかかる意思決定や情報共有の手段を書面やメールリスト等に代えることができる。

## 5 定期報告

- (1) 毎月の業務実施状況について、翌月の運営会議において報告する。
- (2) 四半期ごとの収支状況について、四半期終了後15日以内に任意の書面により報告する。

## 6 完了報告

事業の完了報告は、活動内容を取りまとめた報告書（任意様式）によるものとし、印刷物2部及び電子メールにて提出する。

納入場所は、愛知県防災安全局防災部災害対策課内の愛知県被災地域支援対策本部被災者受入対策プロジェクトチームとする。

## 7 その他

- (1) 委託期間の全期間にわたり、業務を適切に実施するため必要な専任の職員を配置すること。また、愛知県被災者支援センターには、電話等による相談や問い合わせに対応できるように常時職員を2名程度配置すること。
- (2) 業務日誌等により活動内容を記録し、県から指示があったときは報告すること。
- (3) 効果的な支援の実施のために社会福祉協議会や地域の支援組織、専門家等と受入被災者の個人情報共有する場合は、受入被災者の同意が得られた範囲内で行うこと。
- (4) 個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を他に漏らさないようにすること。また、委託期間終了後においても同様とすること。
- (5) 不在時に執務室やロッカーの施錠を徹底する等、個人情報の記された書類や電子記録等の管理について、盗難、漏洩防止の必要な措置を講ずること。特に受入被災者登録名簿、相談記録等の資料については執務室外へ持ち出しをしないことを原則とし、支援に必要な範囲で特定の職員のみが取り扱う、電子記録は暗号化するなど厳重に管理すること。
- (6) 委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出すること。本業務の遂行に伴い必要となる備品については、リース等により対応することを原則とすること。また、受入被災者が行事に参加するための旅費支給等、個人給付と認められるものは委託料の対象としない。
- (7) 本業務に係る会計実地検査が行われる場合には、委託期間中、委託期間終了後にかかわらず協力すること。
- (8) 本業務の遂行全般にあたって、適切に新型インフルエンザ等感染症の感染症防止対策をとること。
- (9) この仕様書の定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上決定する。